

平成 30 年第 2 回

さくら市議会定例会議案書

# 付 議 事 件

第 2 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	専決処分の承認を求めることについて（さくら市税条例の一部改正）	市長	P 1
2	専決処分の承認を求めることについて（さくら市都市計画税条例の一部改正）	〃	P 8
3	専決処分の承認を求めることについて（さくら市国民健康保険税条例の一部改正）	〃	P 12
4	専決処分の承認を求めることについて（平成 29 年度さくら市一般会計補正予算（第 5 号））	〃	P 16
5	さくら市中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について	〃	P 32
6	さくら市税条例等の一部改正について	〃	P 37
7	さくら市都市計画税条例の一部改正について	〃	P 54
8	さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部改正について	〃	P 56
9	さくら市介護保険条例の一部改正について	〃	P 57
10	さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃	P 58
11	さくら市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例の廃止について	〃	P 59
12	平成 30 年度さくら市一般会計補正予算（第 1 号）	〃	P 61
13	氏家水処理センター建設・再構築工事委託に関する基本協定契約の締結について	〃	P 71
報告 1	平成 29 年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	〃	P 73
報告 2	平成 29 年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	〃	P 77
報告 3	平成 29 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	〃	P 79

番号	事 件 名	提案者	ページ
報告 4	平成29年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	〃	P 80 -2
報告 5	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	〃	P 81
諮問 1	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	P 83

## 議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 3 号 さくら市税条例の一部を改正する条例

平成 30 年 6 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第 3 号

専決処分書

さくら市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 21 号

さくら市税条例の一部を改正する条例

さくら市税条例（平成 17 年さくら市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条中「第 48 条第 3 項」を「第 48 条第 5 項」に、「第 52 条」を「第 52 条第 1 項及び第 4 項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第 24 条第 1 項中「によって」を「により」に改める。

第 31 条第 2 項中「当該」を「同表の」に改める。

第 36 条の 2 第 2 項中「によって」を「により」に、「第 2 条第 2 項ただし書」を「第 2 条第 4 項ただし書」に改め、同条第 4 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 5 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第 1 項」を「、同項」に改め、同条第 6 項中「の者」を「に掲げる者」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第 7 項から第 9 項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第 47 条の 3 中「(以下この節)」を「(次条第 1 項)」に改める。

第 47 条の 5 第 1 項中「においては」を「には」に、「以下この節」を

「次条第 2 項」に改め、同条第 3 項中「第 47 条の 5 第 1 項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と」を加える。

第 48 条第 7 項中「第 52 条第 2 項」を「第 52 条第 4 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 6 項を同条第 8 項とし、同条第 5 項中「第 3 項の場合」を「第 5 項の場合」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 4 項を同条第 6 項とし、同条第 3 項中「第 5 項第 1 号」を「第 7 項第 1 号」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第 321 条の 8 第 24 項」を「第 321 条の 8 第 26 項」に、「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項又は第 68 条の 91 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 24 項及び令第 48 条の 12 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第 66 条の 9 の 3 第 4 項及び第 10 項又は第 68 条の 93 の 3 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 25 項及び令第 48 条の 12 の 3 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第 52 条第 1 項及び第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 第 48 条第 7 項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 7 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第 52 条第 1 項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日)から第 52 条第 1 項の申

告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 3 第 50 条第 4 項の規定は、第 1 項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第 48 条の 15 の 5 第 4 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第 52 条第 1 項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第 1 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第 52 条に次の 2 項を加える。

- 5 第 48 条第 7 項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 7 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第 48 条の 16 の 2 第 3 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第 52 条第 4 項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日)から第 52 条第 4 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

- 6 第 50 条第 4 項の規定は、第 4 項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第 48 条の 15 の 5 第 4 項に規定する市民税にあつては、第 1 号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第 52 条第 4 項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後 2 月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第 4 項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第 54 条第 7 項中「第 10 条の 2 の 10」を「第 10 条の 2 の 12」に改める。

附則第 3 条の 2 第 1 項中「第 48 条第 3 項」を「第 48 条第 5 項」に改め、同条第 2 項中「第 52 条」を「第 52 条第 1 項及び第 4 項」に、「同条」

を「これら」に改める。

附則第 4 条第 1 項中「第 52 条に」を「第 52 条第 1 項及び第 4 項に」に、「同項」を「前条第 2 項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第 10 条の 2 第 4 項中「附則第 15 条第 2 項第 7 号」を「附則第 15 条第 2 項第 6 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 29 項」を「附則第 15 条第 29 項第 2 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 30 項」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 32 項第 3 号イ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 32 項第 3 号ロ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 32 項第 3 号ハ」に改め、同条第 19 項中「附則第 15 条の 8 第 4 項」を「附則第 15 条の 8 第 2 項」に改める。

附則第 10 条の 3 第 3 項中「附則第 15 条の 8 第 3 項」を「附則第 15 条の 8 第 1 項」に改め、同項第 2 号中「附則第 12 条第 17 項」を「附則第 12 条第 8 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条の 8 第 4 項」を「附則第 15 条の 8 第 2 項」に、「附則第 12 条第 21 項第 1 号ロ」を「附則第 12 条第 12 項第 1 号ロ」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条の 8 第 5 項」を「附則第 15 条の 8 第 3 項」に改め、同項第 2 号中「附則第 12 条第 24 項」を「附則第 12 条第 15 項」に、「同条第 17 項」を「同条第 8 項」に改め、同条第 6 項中「附則第 12 条第 26 項」を「附則第 12 条第 17 項」に改め、同条第 7 項中「附則第 7 条第 9 項各号」を「附則第 7 条第 8 項各号」に改め、同項第 4 号中「附則第 12 条第 30 項」を「附則第 12 条第 21 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 31 項」を「附則第 12 条第 22 項」に改め、同条第 8 項中「附則第 7 条第 10 項各号」を「附則第 7 条第 9 項各号」に改め、同項第 5 号中「附則第 12 条第 38 項」を「附則第 12 条第 29 項」に改め、同条第 9 項中「附則第 7 条第 11 項各号」を「附則第 7 条第 10 項各号」に改め、同条第 10 項中「附則第 7 条第 12 項各号」を「附則第 7 条第 11 項各号」に改め、同項第 5 号中「附則第 12 条第 38 項」を「附則第 12 条第 29 項」に改め、同条第 11 項中「附則第 7 条第 14 項」を「附則第 7 条第 13 項」に、「附則第 12 条第 26 項」を「附則第 12 条第 17 項」に改め、同項第 5 号中「附則第 7 条第 14 項」を「附則第 7 条第 13 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

12 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改



修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第11条の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には」に、「附則第19条第7項」を「附則第19条第2項」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度分又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第12条の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、

同条第 5 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改める。

附則第 12 条の 2 中「地方税法等の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 2 号)附則第 18 条」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号)附則第 22 条」に、「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改める。

附則第 13 条(見出しを含む。)中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改める。

附則第 15 条第 1 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同条第 2 項中「平成 30 年 3 月 31 日」を「平成 33 年 3 月 31 日」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後のさくら市税条例(次条第 1 項において「新条例」という。)第 52 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定は、平成 29 年 1 月 1 日以後に同条第 1 項又は第 4 項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 30 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 29 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に新築された地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)附則第 15 条の 8 第 2 項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

## 議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 4 号 さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例

平成 30 年 6 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第 4 号

専決処分書

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 22 号

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例

さくら市都市計画税条例（平成 17 年さくら市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

附則第 17 項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号）附則第 18 条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 3 号）附則第 22 条」に、「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同項を附則第 18 項とする。

附則第 16 項中「第 17 項」の次に「、第 18 項、第 20 項」を加え、同項を附則第 17 項とする。

附則第 15 項中「附則第 9 項及び第 11 項」を「附則第 10 項及び第 12 項」に、「附則第 9 項及び第 12 項」を「附則第 10 項及び第 13 項」に、「附則第 10 項、第 12 項及び第 13 項」を「附則第 11 項、第 13 項及び第 14 項」に、「附則第 12 項から第 14 項まで」を「附則第 13 項から第 15 項まで」に、「附則第 14 項」を「附則第 15 項」に改め、同項を附則第 16 項とする。

附則第 14 項（見出しを含む。）中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同項を附則第 15 項とす

る。

附則第 13 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「附則第 9 項」を「附則第 10 項」に改め、同項を附則第 14 項とする。

附則第 12 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「附則第 9 項」を「附則第 10 項」に改め、同項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項中「附則第 9 項」を「附則第 10 項」に、「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に、「にあっては」を「には」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項の前の見出し及び同項中「平成 27 年度から平成 29 年度まで」を「平成 30 年度から平成 32 年度まで」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項の次に次の 1 項を加える。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

9 法附則第 15 条の 11 第 1 項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号)第 10 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成 24 年法律第 49 号)第 2 条第 2 項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさくら市都市計画税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

## 議案第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 5 号 さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成 30 年 6 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第 5 号

専決処分書

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 3 月 31 日

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 23 号

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さくら市国民健康保険税条例（平成17年さくら市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、栃木県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるため



の国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2) 後期高齢者支援金等課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(栃木県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(栃木県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、同条第3項中「第1項」の次に「第2号」を加え、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加え、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第5条第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

第21条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第23条第1項第3号中「(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後のさくら市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



## 議案第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 2 号 平成 29 年度さくら市一般会計補正予算（第 5 号）

平成 30 年 6 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

専決処分第 2 号 専決処分書

平成 29 年度 さくら市 一般会計 補正 予算 (第 5 号)

平成 29 年度 さくら市の一般会計の補正予算 (第 5 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3,968 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 176 億 5,759 万 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 30 年 3 月 30 日

さくら市長 花 塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		200,000	3,950	203,950
	1 地方揮発油譲与税	60,000	903	59,097
	2 自動車重量譲与税	140,000	4,853	144,853
3 利子割交付金		7,500	691	8,191
	1 利子割交付金	7,500	691	8,191
4 配当割交付金		20,000	4,994	24,994
	1 配当割交付金	20,000	4,994	24,994
5 株式等譲渡所得割交付金		20,000	6,570	26,570
	1 株式等譲渡所得割交付金	20,000	6,570	26,570
6 地方消費税交付金		720,000	86,565	806,565
	1 地方消費税交付金	720,000	86,565	806,565
7 ゴルフ場利用税交付金		90,000	479	89,521
	1 ゴルフ場利用税交付金	90,000	479	89,521
8 自動車取得税交付金		40,000	16,557	56,557
	1 自動車取得税交付金	40,000	16,557	56,557
10 地方交付税		2,455,019	68,027	2,523,046
	1 地方交付税	2,455,019	68,027	2,523,046
15 県支出金		1,502,758	222	1,502,980
	3 委託金	104,521	222	104,743
17 寄附金		23,506	159	23,665
	1 寄附金	23,506	159	23,665
20 諸収入		826,603	2,424	829,027
	4 雑入	119,747	2,424	122,171
21 市債		1,125,500	50,000	1,075,500
	1 市債	1,125,500	50,000	1,075,500
歳 入	合 計	17,517,915	139,680	17,657,595

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,929,755	134,039	2,063,794
	1 総務管理費	1,457,640	134,039	1,591,679
4 衛生費		1,385,240	0	1,385,240
	1 保健衛生費	646,907	0	646,907
8 土木費		1,713,854	0	1,713,854
	2 道路橋梁費	708,802	0	708,802
	3 都市計画費	821,602	0	821,602
9 消防費		779,550	0	779,550
	1 消防費	779,550	0	779,550
10 教育費		1,930,330	5,641	1,935,971
	1 教育総務費	467,246	0	467,246
	2 小学校費	291,765	0	291,765
	5 社会教育費	466,909	5,641	472,550
	6 保健体育費	421,908	0	421,908
歳出	合計	17,517,915	139,680	17,657,595

第2表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業出資債	千円 96,900	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後においては 当該見直し 後の利率と する。)	政府資金につ いては、その 融資条件に より、銀行そ 他の場合に はその債権 者と協定す るものによ る。ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 延長し、短 縮し、若し しくは繰上 償還、又は 借換えする ことができる。	千円 91,000	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
市道整備事業費	148,400	同上	同上	同上	142,700	同上	同上	同上
お丸山公園等再生計画事業費	24,800	同上	同上	同上	21,000	同上	同上	同上
消防ポンプ自動車整備事業費	18,000	同上	同上	同上	13,400	同上	同上	同上
喜連川高校跡地第2グラウンド整備事業費	95,000	同上	同上	同上	73,700	同上	同上	同上
瀧澤家住宅保存事業費	10,900	同上	同上	同上	6,600	同上	同上	同上
押上小学校校舎大規模改修事業費	4,400	同上	同上	同上	0	同上	同上	同上

平成29年度さくら市一般会計補正予算（第5号）に関する説明書



1 総括  
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税	200,000	3,950	203,950
3 利子割交付金	7,500	691	8,191
4 配当割交付金	20,000	4,994	24,994
5 株式等譲渡所得割交付金	20,000	6,570	26,570
6 地方消費税交付金	720,000	86,565	806,565
7 ゴルフ場利用税交付金	90,000	479	89,521
8 自動車取得税交付金	40,000	16,557	56,557
10 地方交付税	2,455,019	68,027	2,523,046
15 県支出金	1,502,758	222	1,502,980
17 寄附金	23,506	159	23,665
20 諸収入	826,603	2,424	829,027
21 市債	1,125,500	50,000	1,075,500
歳入合計	17,517,915	139,680	17,657,595

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
2 総務費	1,929,755	134,039	2,063,794				134,039	
4 衛生費	1,385,240	0	1,385,240		5,900		5,900	
8 土木費	1,713,854	0	1,713,854		9,500		9,500	
9 消防費	779,550	0	779,550		4,600		4,600	
10 教育費	1,930,330	5,641	1,935,971		30,000	1,062	34,579	
歳出合計	17,517,915	139,680	17,657,595		50,000	1,062	188,618	

## 2 歳 入

( 款 ) 2 地方譲与税

( 項 ) 1 地方揮発油譲与税

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方揮発油譲与税	60,000	903	59,097	1 地方揮発油譲与税	903	地方揮発油譲与税 903
計	60,000	903	59,097			

( 款 ) 2 地方譲与税

( 項 ) 2 自動車重量譲与税

1 自動車重量譲与税	140,000	4,853	144,853	1 自動車重量譲与税	4,853	自動車重量譲与税 4,853
計	140,000	4,853	144,853			

( 款 ) 3 利子割交付金

( 項 ) 1 利子割交付金

1 利子割交付金	7,500	691	8,191	1 利子割交付金	691	利子割交付金 691
計	7,500	691	8,191			

( 款 ) 4 配当割交付金

( 項 ) 1 配当割交付金

1 配当割交付金	20,000	4,994	24,994	1 配当割交付金	4,994	配当割交付金 4,994
計	20,000	4,994	24,994			

( 款 ) 5 株式等譲渡所得割交付金

( 項 ) 1 株式等譲渡所得割交付金

1 株式等譲渡所得割交付金	20,000	6,570	26,570	1 株式等譲渡所得割交付金	6,570	株式等譲渡所得割交付金 6,570
計	20,000	6,570	26,570			

( 款 ) 6 地方消費税交付金

( 項 ) 1 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金	720,000	86,565	806,565	1 地方消費税交付金	86,565	地方消費税交付金 36,289 社会保障財源交付金 50,276
計	720,000	86,565	806,565			

## (款) 7 ゴルフ場利用税交付金

## (項) 1 ゴルフ場利用税交付金

1 ゴルフ場利用税交付金	90,000	479	89,521	1 ゴルフ場利用税交付金	479	ゴルフ場利用税交付金	479
計	90,000	479	89,521				

## (款) 8 自動車取得税交付金

## (項) 1 自動車取得税交付金

1 自動車取得税交付金	40,000	16,557	56,557	1 自動車取得税交付金	16,557	自動車取得税交付金	16,557
計	40,000	16,557	56,557				

## (款) 10 地方交付税

## (項) 1 地方交付税

1 地方交付税	2,455,019	68,027	2,523,046	1 地方交付税	68,027	普通交付税 特別交付税 震災復興特別交付税	71,679 8,993 5,341
計	2,455,019	68,027	2,523,046				

## (款) 15 県支出金

## (項) 3 委託金

1 総務費委託金	103,047	222	103,269	1 総務管理費委託金	222	市町村総合交付金	222
計	104,521	222	104,743				

## (款) 17 寄附金

## (項) 1 寄附金

2 教育費寄附金	4	159	163	4 社会教育費寄附金	159	ミュージアム寄附金	159
計	23,506	159	23,665				

## (款) 20 諸収入

## (項) 4 雑入

3 雑入	119,736	2,424	122,160	1 総務費雑入	2,424	栃木県市町村振興協会交付金 清掃費に係る交付税配分金	1,062 1,362
------	---------	-------	---------	---------	-------	-------------------------------	----------------

## (款) 20 諸収入

## (項) 4 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	119,747	2,424	122,171			

## (款) 21 市債

## (項) 1 市債

2 衛生債	96,900	5,900	91,000	1 水道事業出資債	5,900	水道事業出資債	5,900
3 土木債	173,200	9,500	163,700	1 市道整備事業債	5,700	市道整備事業費	5,700
				2 お丸山公園等再生計画事業債	3,800	お丸山公園等再生計画事業費	3,800
4 消防債	73,500	4,600	68,900	1 消防施設整備事業債	4,600	消防ポンプ自動車整備事業費	4,600
5 教育債	112,800	30,000	82,800	1 喜連川高校跡地第2グラウンド整備事業債	21,300	喜連川高校跡地第2グラウンド整備事業費	21,300
				2 瀧澤家住宅保存事業債	4,300	瀧澤家住宅保存事業費	4,300
				4 押上小学校校舎大規模改修事業債	4,400	押上小学校校舎大規模改修事業費	4,400
計	1,125,500	50,000	1,075,500				



### 3 歳 出

( 款 ) 2 総務費

( 項 ) 1 総務管理費

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
8基金費	53,605	134,039	187,644				134,039	25積立金	134,039	基金積立事業 基金積立金	134,039 134,039
計	1,457,640	134,039	1,591,679				134,039				

( 款 ) 4 衛生費

( 項 ) 1 保健衛生費

1保健衛生 総務費	342,199	0	342,199		5,900		5,900			(財源更正)
計	646,907	0	646,907		5,900		5,900			

( 款 ) 8 土木費

( 項 ) 2 道路橋梁費

1道路維持 費	232,600	0	232,600		5,700		5,700			(財源更正)
計	708,802	0	708,802		5,700		5,700			

( 款 ) 8 土木費

( 項 ) 3 都市計画費

3公園費	113,792	0	113,792		3,800		3,800			(財源更正)
計	821,602	0	821,602		3,800		3,800			

( 款 ) 9 消防費

( 項 ) 1 消防費

1非常備消 防費	66,682	0	66,682		4,600		4,600			(財源更正)
計	779,550	0	779,550		4,600		4,600			

## (款) 10 教育費

## (項) 1 教育総務費

2事務局費	458,993	0	458,993			1,062	1,062			(財源更正)
計	467,246	0	467,246			1,062	1,062			

## (款) 10 教育費

## (項) 2 小学校費

1学校管理費	202,665	0	202,665		4,400		4,400			(財源更正)
計	291,765	0	291,765		4,400		4,400			

## (款) 10 教育費

## (項) 5 社会教育費

3文化財保護費	22,202	0	22,202		4,300		4,300			(財源更正)
8博物館費	95,744	5,641	101,385				5,641	25積立金	5,641	博物館作品購入等事業 基金積立金 5,641
計	466,909	5,641	472,550		4,300		9,941			

## (款) 10 教育費

## (項) 6 保健体育費

2体育施設費	243,169	0	243,169		21,300		21,300			(財源更正)
計	421,908	0	421,908		21,300		21,300			



地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び  
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A+B-C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
1 普通債	15,154,509	15,768,681	1,112,400	1,564,104	15,316,977
(1) 総務	6,070,330	5,888,816	666,500	646,914	5,908,402
(2) 民生	763,359	679,016	0	95,161	583,855
(3) 衛生	178,726	226,589	91,000	13,587	304,002
(4) 農林水産	619,971	1,023,167	0	115,287	907,880
(5) 商工	1,599	387	0	385	2
(6) 土木	3,682,159	3,546,984	233,500	383,550	3,396,934
(7) 消防	703,106	700,059	38,600	44,232	694,427
(8) 教育	3,135,259	3,703,663	82,800	264,988	3,521,475
2 災害復旧費	3,395	5,356	0	442	4,914
(1) 公共土木施設	2,395	1,956	0	442	1,514
(2) 農林水産業施設	1,000	3,400	0	0	3,400
(3) その他公共施設	0	0	0	0	0
合 計	15,157,904	15,774,037	1,112,400	1,564,546	15,321,891



## 議案第5号

さくら市中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について

さくら市中小企業及び小規模企業振興基本条例を次のように定める。

平成 30 年 6 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志

### さくら市条例第 号

#### さくら市中小企業及び小規模企業振興基本条例

##### (目的)

第 1 条 この条例は、中小企業の振興に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、市の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって中小企業の持続的な発展、地域経済の健全な発展及び地域住民の生活の向上を図ることを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律 154 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であって市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業者のうち法第 2 条第 5 項に規定する小

規模企業者であって市内に事務所等を有するものをいう。

(3) 商工団体 商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）の規定に基づき設立された商工会その他の中小企業の振興を目的とする団体であって市内に事務所等を有するものをいう。

(4) 金融機関等 銀行、信用金庫、協同組合その他の金融機関及び信用保証協会であって市内に事務所等を有するものをいう。

(5) 大企業者 中小企業者以外の事業を営む者（金融機関等を除く。）であって市内に事務所等を有するものをいう。

(6) 学校 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校をいう。

(7) 市民等 市内に住所を有する者、市内に存する事務所等に勤務する者、市内に存する学校に通学する者又は市内において非営利活動等を行う者をいう。

(8) 関係機関等 中小企業者、小規模企業者、商工団体、金融機関等、大企業者、学校及び市民等をいう。

(9) 経営力向上 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 10 項に規定する経営力向上をいう。

(10) 経営の革新 法第 2 条第 2 項に規定する経営の革新をいう。

(11) 経営資源 法第 2 条第 4 項に規定する経営資源をいう。

（基本理念）

第 3 条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

(1) 中小企業者が自主的に経営の革新、経営資源の活用等に努めることにより、当該事業の持続的な発展が促進されること。

(2) 関係機関等が積極的に中小企業者の供給する物品、役務等を利用することにより、地域経済の活性化が図られること。

(3) 中小企業者が多様な事業分野において特色ある事業活動を行うことにより、地域経済の健全な発展が促進され、地域の雇用機会を創出する等地域住民の生活の向上が図られること。

(4) 国、栃木県、市及び関係機関等の相互の連携が図られること。

（市の責務）

第 4 条 市は、前条の基本理念にのっとり、中小企業の振興に関する施

策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(基本方針)

第5条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者の経営の革新及び創業の促進を図ること。
- (2) 中小企業者の経営力向上に係る取り組みを支援すること。
- (3) 中小企業者の人材の確保及び育成を支援すること。
- (4) 中小企業者の円滑な事業の承継を支援すること。
- (5) 中小企業者に対する資金の供給の円滑化を図ること。

(中小企業者の努力等)

第6条 中小企業者は、経営の革新を促進すること、経営資源の確保を図ること等により、当該事業が持続的に発展するよう自主的に努めるものとする。

- 2 中小企業者は、地域の雇用機会の創出、人材の確保並びに育成及び福利厚生の実現を図ることにより、仕事と生活の調和の実現に努めるものとする。
- 3 中小企業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会との調和を図り、及び当該事業活動を通じて暮らしやすい地域の実現に寄与するよう努めるものとする。
- 4 中小企業者は、学校が行う職業体験、職業に関する理解を深める学習活動等に協力するよう努めるものとする。
- 5 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(商工団体の努力等)

第7条 商工団体は、中小企業者の事業の持続的な発展を促進するために必要な環境の整備に取り組むよう努めるものとする。

- 2 商工団体は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の努力等)

第8条 金融機関等は、中小企業者の事業の持続的な発展を促進することができるよう円滑な資金の供給、経営の相談等を行うよう努めるものとする。

2 金融機関等は、市又は商工団体が実施する中小企業の振興に関する施策又は支援策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の努力等)

第9条 大企業者は、地域社会を構成する一員であることを自覚し、当該事業活動を行うに当たっては、中小企業者と連携を図るよう努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が地域経済を活性化し、地域の雇用機会の創出等地域住民の生活の向上に寄与することについて理解を深めるとともに、市又は商工団体が実施する中小企業の振興に関する施策又は支援策に協力するよう努めるものとする。

(学校の努力等)

第10条 学校は、実践的な教育活動を通じて職業、就労等に対する意識の啓発に努めるものとする。

2 学校は、教育活動を通じて中小企業の振興に資する人材の育成に努めるとともに、当該学校が持つ知識、技術等を活かして中小企業者と連携を図ることにより、中小企業者の事業の持続的な発展に寄与するものとする。

(市民等の努力等)

第11条 市民等は、中小企業の振興が地域経済を活性化し、地域の雇用機会の創出等地域住民の生活の向上に寄与することについて理解を深めるとともに、中小企業者が供給する物品、役務等を積極的に利用することにより、中小企業者の事業の持続的な発展に寄与するよう努めるものとする。

(小規模企業者への配慮)

第12条 市は、中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、小規模企業が地域経済の健全な発展及び地域住民の生活の向上に寄与する重要な意義を有することを踏まえ、経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者が当該事業を安定的に継続することができるよう必要な配慮をするものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市からの受注機会の増大)

第 14 条 市は、中小企業者が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、市の物品、役務等の調達に関し、予算の適正な執行に留意するとともに、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(支援策等の提供)

第 15 条 市は、関係機関等が実施する中小企業の振興に関する支援策等を中小企業者に適切に提供することにより、当該支援策等が円滑かつ効果的に推進されるよう努めるものとする。

(災害時の事業継続)

第 16 条 市は、災害が発生した場合は、中小企業者の事業が円滑に継続することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

## 議案第 6 号

### さくら市税条例等の一部改正について

さくら市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 6 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志

## さくら市条例第 号

### さくら市税条例等の一部を改正する条例

(さくら市税条例の一部改正)

第 1 条 さくら市税条例(平成 17 年条例第 62 号)の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条第 3 項中「この節」の次に「(第 48 条第 10 項から第 12 項までを除く。)」を加える。

第 24 条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同項第 2 号中「125 万円」を「135 万円」に改め、同条第 2 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に 10 万円を加算した金額」を加える。

第 34 条の 2 中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である」を加える。

第 34 条の 6 中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第 1 号ア及び第 2 号ア中「においては」を「には」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし



書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を經由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

- ア 紙巻たばこ
- イ 葉巻たばこ
- ウ パイプたばこ
- エ 刻みたばこ
- オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第 93 条の次に次の 1 条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第 93 条の 2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第 3 条第 1 項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第 8 条の 2 の 2 で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第 3 項第 1 号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第 94 条第 1 項中「第 92 条第 1 項」を「第 92 条の 2 第 1 項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第 98 条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第 2 項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第 1 号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第 4 項中「前項」を「前 2 項」に改め、「関し、」の次に「第 4 項の」を加え、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量」を加え、同項を同条第 6 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

5 第 3 項第 2 号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第 94 条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に改め、「の重量を」の次に

「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年

法律第 72 号)第 10 条第 3 項第 2 号ロ及び第 4 項の規定の例により算定した金額

第 94 条に次の 4 項を加える。

- 7 第 3 項第 3 号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの第 3 項第 3 号アに定める金額又は紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額に 1 銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第 3 項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第 95 条中「5,262 円」を「5,692 円」に改める。

第 96 条第 3 項中「第 92 条」を「第 92 条の 2」に改める。

第 98 条中「第 92 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に 10 万円を加算した金額」を加え、「かかわらず、市民税の所得割」を「かかわらず、所得割」に改める。

附則第 10 条の 2 第 1 項中「3 分の 1」を「2 分の 1」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 4 項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「3 分の 2」を「4 分の 3」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条中第 6 項を第 5 項とし、第 7 項を第 6 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

- 7 法附則第 15 条第 29 項第 1 号に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

附則第 10 条の 2 第 19 項を同条第 27 項とし、同条第 18 項を同条第 25 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

- 26 法附則第 15 条第 47 項に規定する市町村の条例で定める割合は

2分の1(生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(生産性向上特別措置法(平成30年法律第 号)第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあつては、零)とする。

附則第10条の2第17項を同条第24項とし、同条第12項から同条第16項までを7項ずつ繰り下げ、同条第11項を同条第13項とし、同項の次に次の5項を加える。

14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第10条の2第10項を同条第12項とし、同条第9項を同条第11項とし、同項の前に次の2項を加える。

9 法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 さくら市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 さくら市税条例の一部を次のように改正する。

第 94 条第 3 項中「0.6」を「0.4」に、「0.4 を」を「0.6 を」に改め、同項第 3 号中「附則第 48 条第 1 項第 1 号」を「附則第 48 条第 1 項第 2 号」に改める。

第 95 条中「5,692 円」を「6,122 円」に改める。

第 4 条 さくら市税条例の一部を次のように改正する。

第 94 条第 3 項中「0.4 を」を「0.2 を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第 3 号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号）附則第 48 条第 1 項第 2 号に定める」を「たばこ税法（昭和 59 年法律第 72 号）第 11 条第 1 項に規定する」に改め、同号イ中「(昭和 59 年法律第 72 号)」を削る。

第 95 条中「6,122 円」を「6,552 円」に改める。

第 5 条 さくら市税条例の一部を次のように改正する。

第 93 条の 2 中「及び次条第 3 項第 1 号」を削る。

第 94 条第 3 項中「第 1 号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に 0.2 を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第 2 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第 3 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.8 を乗じて計算した」を削り、同項第 1 号を削り、同項第 2 号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同条第 4 項中「又は第 3 項第 1 号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第 5 項中「第 3 項第 2 号」を「第 3 項第 1 号」に改め、同条第 7 項中「第 3 項第 3 号」を「第 3 項第 2 号」に改め、同条第 8 項中「第 3 項第 3 号ア」を「第 3 項第 2 号ア」に改め、同条第 9 項を削り、同条第 10 項を同条第 9 項とする。

（さくら市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 6 条 さくら市税条例の一部を改正する条例（平成 27 年さくら市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 2 項中「新条例」を「さくら市税条例」に改め、同項第 3 号中「平成 31 年 3 月 31 日」を「平成 31 年 9 月 30 日」に改め、同条第 4 項中「新条例第 92 条第 1 項」を「さくら市税条例第 92 条の 2 第 1 項」に改め、同条第 13 項中「平成 31 年 4 月 1 日」を「平成 31 年 10 月 1 日」に、「1,262 円」を「1,692 円」に改め、同条第 14 項の表第 5 項の項中「平成 31 年 4 月 30 日」を「平成 31 年 10 月 31 日」に改め、同表第 6 項の項中「平成 31 年 9 月 30 日」を「平成 32 年 3 月

31日」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中さくら市税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中さくら市税条例第24条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中さくら市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中さくら市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中さくら市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定(「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える部分に限る。)並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中さくら市税条例附則第10条の2第18項を同条第25項とし、同項の次に1項を加える改正規定(同条第26項に係る部分に限る。) 生産性向上特別措置法(平成30年法律第 号)の施行

の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後のさくら市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後のさくら市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後のさくら市税条例(次条第1項において「新条例」という。)第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋(同項に規定する協定避難用部分に限る。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。



5 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 32 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第 4 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間(以下この条において「適用期間」という。)に改正法第 2 条の規定による改正前の地方税法附則第 15 条第 43 項に規定する中小企業者等(以下この条において「中小企業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下この条において「機械装置等」という。)(中小企業者等が、同項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 5 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第 6 条 平成 30 年 10 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第 469 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。附則第 9 条第 1 項及び第 11 条第 1 項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(さくら市税条例の一部を改正する条例(平成 27 年さくら市条例第 22 号)附則第 5 条第 1 項に規定する紙巻たばこ 3 級品を除く。以下この項及び第 5 項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第 1 条第 1 号に掲げる規定による改正後のさくら市税条例(第 4 項及び第 5 項において「30 年新条例」という。)第 92 条の 2 第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 7 号。附則第 9 条第 1 項及び第 11 条第 1 項において「所得税法等改正法」という。)附則第 51 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日に

これらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	さくら市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第6条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申	平成30年改正条例附

	告書、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限	則第 6 条第 3 項の納期限
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 24 号）別記第 2 号様式
第 98 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 3 項
第 100 条の 2 第 1 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 2 項
	当該各項	同項
第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 3 項

- 5 30 年新条例第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

- 第 7 条 平成 30 年 10 月 1 日から平成 31 年 9 月 30 日までの間における前条第 4 項の規定の適用については、同項の表第 19 条第 3 号の項中「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」とあるのは、「第 98 条第 1 項」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第 8 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第 9 条 平成 32 年 10 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 51 条第 9 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年総務省令第 25 号。附則第 11 条第 2 項において「平成 30 年改正規則」という。)別記第 2 号様式による申告書を平成 32 年 11 月 2 日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 33 年 3 月 31 日までに、その申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第 1 項の規定により市たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、第 3 条の規定による改正後のさくら市税条例（以下この項及び次項において「32 年新条例」という。）第 19 条、第 98 条第 4 項及び第 5 項、第 100 条の 2 並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる 32 年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 19 条	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、	さくら市税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年条例第
--------	-----------------------	-------------------------------

		号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。) 附則第9条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

- 5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課さ

れるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 10 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 8 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第 11 条 平成 33 年 10 月 1 日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第 51 条第 11 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成 30 年改正規則別記第 2 号様式による申告書を平成 33 年 11 月 1 日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 34 年 3 月 31 日までに、その申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第 1 項の規定により市たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、第 4 条の規定による改正後のさくら市税条例（以下この項及び次項において「33 年新条例」という。）第 19 条、第 98 条第 4 項及び第 5 項、第 100 条の 2 並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる 33 年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 19 条	第 98 条第 1 項若しくは	さくら市税条例等の
--------	-----------------	-----------

	第 2 項、	一部を改正する条例 (平成 30 年条例第 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平 成 30 年改正条例」と いう。)附則第 11 条第 3 項、
第 19 条第 2 号	第 98 条第 1 項若しくは 第 2 項	平成 30 年改正条例附 則第 11 条第 2 項
第 19 条第 3 号	第 81 条の 6 第 1 項の申 告書、第 98 条第 1 項若 しくは第 2 項の申告書 又は第 139 条第 1 項の 申告書でその提出期限	平成 30 年改正条例附 則第 11 条第 3 項の納 期限
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様 式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の 一部を改正する省令 (平成 30 年総務省令 第 25 号)別記第 2 号 様式
第 98 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附 則第 11 条第 3 項
第 100 条の 2 第 1 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附 則第 11 条第 2 項
	当該各項	同項
第 101 条第 2 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附 則第 11 条第 3 項

- 5 33 年新条例第 99 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 16 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他

参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。



## 議案第 7 号

さくら市都市計画税条例の一部改正について

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 6 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志

## さくら市条例第 号

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例

第 1 条 さくら市都市計画税条例（平成 17 年さくら市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 前号に掲げる地域のほか、さくら都市計画下水道事業氏家公共下水道及びさくら都市計画下水道事業喜連川公共下水道の事業計画区域

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(3) 第 1 号に掲げる地域及び前号に掲げる区域のほか、前号の公共下水道に接続している区域

附則第 17 項中「若しくは第 45 項」を「、第 45 項若しくは第 48 項」に改める。

第 2 条 さくら市都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第 7 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改める。

附則第 8 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 45 項」を「附則第

15 条第 44 項」に改める。

附則第 17 項中「、第 44 項、第 45 項」を「、第 43 項、第 44 項」に改め、「第 48 項」を「第 47 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中附則第 17 項の改正規定は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさくら市都市計画税条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 29 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 8 号

さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
条例の一部改正について

さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例の一部  
を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 6 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
条例の一部を改正する条例

さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例（平成  
26 年さくら市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免  
許状を有する者

第 6 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長  
が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 9 号

さくら市介護保険条例の一部改正について

さくら市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 6 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市介護保険条例の一部を改正する条例

さくら市介護保険条例（平成 17 年さくら市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項中「及び第 115 条の 12 第 2 項第 1 号」を削り、「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 法第 115 条の 12 第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 10 号

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び  
運営に関する基準を定める条例の一部改正について

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 6 月 4 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

## さくら市条例第 号

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び  
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準を定める条例（平成 24 年さくら市条例第 22 号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第 5 条第 1 号中「定める者」の次に「（介護保険法施行規則（平成 11  
年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。）第 22 条の 23 第 1 項に  
規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第 16 条中「介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施  
行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 46 条第 1 項中「定める者」の次に「（施行規則第 22 条の 23 第 1 項  
に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号

さくら市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例の廃止について

さくら市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 30 年 6 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例

さくら市農村地域工業等導入地区における固定資産税の課税免除に関する条例（平成 17 年さくら市条例第 63 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 12 号

平成 30 年度 さくら市 一般会計 補正 予算 (第 1 号)

平成 30 年度 さくら市の一般会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,279 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 188 億 4,279 万 6 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 6 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志



第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 繰入金		1,045,098	12,796	1,057,894
	2 基金繰入金	1,045,096	12,796	1,057,892
歳入	合計	18,830,000	12,796	18,842,796

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商 工 費		962,334	6,006	968,340
	1 商 工 費	962,334	6,006	968,340
8 土 木 費		1,603,001	1,167	1,604,168
	3 都 市 計 画 費	817,524	1,167	818,691
10 教 育 費		2,065,668	5,623	2,071,291
	5 社 会 教 育 費	413,405	5,623	419,028
歳 出	合 計	18,830,000	12,796	18,842,796



平成30年度さくら市一般会計補正予算（第1号）に関する説明書

1 総括  
歳入

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
18 繰入金	1,045,098	12,796	1,057,894
歳入合計	18,830,000	12,796	18,842,796

## 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
7 商 工 費	962,334	6,006	968,340				6,006	
8 土 木 費	1,603,001	1,167	1,604,168				1,167	
10 教 育 費	2,065,668	5,623	2,071,291				5,623	
歳 出 合 計	18,830,000	12,796	18,842,796				12,796	

2 歳 入

( 款 ) 18 繰入金

( 項 ) 2 基金繰入金

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 財政調整基金繰入金	477,296	12,796	490,092	1 財政調整基金繰入金	12,796	財政調整基金繰入金 12,796
計	1,045,096	12,796	1,057,892			

3 歳 出

( 款 ) 7 商工費

( 項 ) 1 商工費

( 単位 : 千円 )

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区 分	金 額		
				国県支出金	地方債	その他					
2商工振興費	697,538	6,006	703,544				6,006	8報 償 費	6	経営活性化支援事業 報償金	5,006 6
								19負担金、補助 及び交付金	6,000	補助金 中小企業特許等取得支援事業 補助金	5,000 1,000 1,000
計	962,334	6,006	968,340				6,006				

( 款 ) 8 土木費

( 項 ) 3 都市計画費

2街路事業費	4,576	1,167	5,743				1,167	11需 用 費	1,167	駅広場改修事業 修繕料	1,167 1,167
計	817,524	1,167	818,691				1,167				

( 款 ) 10 教育費

( 項 ) 5 社会教育費

6公民館費	74,484	5,623	80,107				5,623	15工 事 請 負 費	5,623	氏家公民館運営事業 工事請負費	5,623 5,623
計	413,405	5,623	419,028				5,623				





## 議案第 13 号

氏家水処理センター建設・再構築工事委託に関する基本協定契約について

氏家水処理センター建設・再構築工事について、下記のとおり委託基本協定契約を締結するため、さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 55 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

### 記

- 1 契約の目的 氏家水処理センター建設・再構築工事委託に関する基本協定
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 876, 000, 000 円
- 4 契約の相手方 東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号  
地方共同法人 日本下水道事業団  
理事長 辻原 俊博

平成 30 年 6 月 4 日提出

さくら市長 花塚 隆志



報告第 1 号

平成 29 年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

平成 29 年度さくら市一般会計繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成 30 年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

平成 30 年 6 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

(別紙)

## 平成29年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
2	総務費	1総務管理費	シティプロ モーション事 業	1,000,000	1,000,000					1,000,000
2	総務費	1総務管理費	瀧澤家住宅拠 点整備事業	139,396,000	139,396,000		69,698,000	69,100,000		598,000
3	民生費	1社会福祉費	介護基盤緊急 整備特別対策 事業費	30,000,000	30,000,000		30,000,000			
8	土木費	1土木管理費	急傾斜地崩壊 対策事業	8,000,000	7,500,000					7,500,000
8	土木費	2道路橋梁費	道路改良事業	25,700,000	25,700,000					25,700,000
8	土木費	2道路橋梁費	市道K1010号線 他2路線道路改 良事業	104,914,000	104,914,000		26,500,000	70,600,000		7,814,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	2道路橋梁費	市道U1-10号道路改良事業	1,690,000	1,690,000					1,690,000
8 土木費	2道路橋梁費	橋梁維持事業	13,500,000	13,500,000					13,500,000
8 土木費	3都市計画費	桜づつみ維持管理事業	2,500,000	2,420,000					2,420,000
9 消防費	1消防費	消防施設整備事業	30,504,000	30,454,000			30,400,000		54,000



報告第 2 号

平成 29 年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

平成 29 年度さくら市一般会計事故繰越しに係る歳出予算の経費を平成 30 年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項の規定により別紙のとおり報告する。

平成 30 年 6 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志



(別紙)

平成29年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
2	総務費	1総務管理費	公用車管理事務	25,795,000	24,329,000	1,466,000	1,466,000			1,466,000	福祉対応公用車購入に際し 契約後のモデルチェンジに 伴い納入期限の延長が必要 となったため
2	総務費	1総務管理費	工事検査事務	515,000	359,000	156,000	156,000			156,000	駅前交流拠点整備に係る竣 工検査において当該工事が 繰越となったため
2	総務費	1総務管理費	駅前交流拠点整備 事業	161,335,000	134,361,000	26,974,000	26,974,000	3,480,000		23,494,000	市民の意見の反映に時間を 要し、また、駅前という立 地条件から作業時間が制限 されたため

報告第 3 号

平成 29 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

平成 29 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成 30 年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

平成 30 年 6 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

(別紙)

平成29年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	地方債	
1土地区画整 理事業費	1土地区画整 理事業費	上阿久津台地土地 区画整理事業	61,441,000	45,825,000				45,825,000

報告第 4 号

平成 29 年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の  
報告について

平成 29 年度さくら市水道事業会計予算の経費を平成 30 年度に繰り越  
したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の  
規定により別紙のとおり報告する。

平成 30 年 6 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

## 平成29年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するた な卸し資産の購入 限度額	説明
						損益勘定 留保資金				
1	資本的支出	1	建設改良費	平成29年度配水管拡張工事（第11工区）	円	円	円	円	円	本工事に密接に関係する建設課発注の道路工事の工期が延長となったことにより、配水管の布設工事の事業費を翌年度へ繰り越す。
			16,632,000	6,650,000	9,982,000	9,982,000	0	0	0	
合 計			16,632,000	6,650,000	9,982,000	9,982,000	0	0		

報告第 5 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので報告する。

平成 30 年 6 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第 1 号

専決処分書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 2 月 20 日

さくら市長 花塚隆志

市は、道路の管理瑕疵により物件に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の相手方 住 所 [REDACTED]  
氏 名 [REDACTED]

2 事故の概要

平成 30 年 1 月 13 日午後 10 時頃、市道 K2009 号を氏家方面へ自動車を行進していたところ、車道上に倒れていたさくら市所有の「凍結スリップ注意」看板に乗り上げ、看板の足と接触して車両が損傷した。

3 損害賠償の額 47,881 円

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所



氏 名

福 田 哲

生年月日



平成 30 年 6 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志